

京都府の省エネ・節電対策について

令和3年11月25日
京都府地球温暖化対策推進本部

今冬も関西広域連合では、地球温暖化防止のため、「関西冬のエコスタイル」として、冬季の省エネを呼びかけることとしており、本府においても、関西広域連合と足並みをそろえ、府民・事業者幅広く省エネを呼びかけているところです。

一方、府庁においては、これまでから電力需給のひっ迫を回避するため、率先して省エネ・節電対策に取り組んできましたが、冬季はエネルギー消費が増加する時期であることから、地球温暖化防止及び節電型社会の実現に向け、省エネ行動を徹底する取組を実施します。

1 府民・事業者等への省エネの呼びかけ

◆期間 令和3年12月1日(水)～令和4年3月31日(木)

※新型コロナウイルス感染症対策等健康に最大限配慮した上で省エネに取り組んでいただくよう呼びかけ

<府民向け>

- 温室効果ガスの排出を抑え地球温暖化を防止するために、「関西冬のエコスタイル」として、冬の省エネ行動の選択をしていただけるよう、ポスター・ちらしにより呼びかけを実施

(冬の省エネの取組例)

- ・ 厚手のカーテンで窓からの放熱を防ぐ
- ・ 運動や軽いストレッチで体をあたためる
- ・ 毛布やひざ掛けであたたまる
- ・ 家電の買い替えは省エネのものを選ぶ など

<事業者向け>

- 関係団体を通じた呼びかけを実施

2 省エネの取組に係る府の支援等

<家庭向け>

- 省エネ・節電相談所の開設
- 家庭向け自立型再生可能エネルギー設備補助金
- スマート・エコハウス促進融資
- 京都再エネコンシェルジュによる支援
- 京都0円ソーラープラットフォーム事業(家庭向け)
- 再エネグループ共同購入事業EE電(家庭向け)

<事業者向け>

- 自立的地域活用型再生可能エネルギー設備等導入補助事業(今年度の受付は終了しました。)
- 京-VER創出促進事業(今年度の受付は終了しました。)

- スマートファクトリー促進支援事業（今年度の受付は終了しました。）
- 省エネ・節電・EMS診断事業
- 京都0円ソーラープラットフォーム事業（事業者向け）

<要配慮者向け>

- 難病の在宅療養患者に対する相談窓口の設置

3 京都府庁の省エネ・節電対策

◆期 間 令和3年12月1日(水)～令和4年3月31日(木)

※適宜窓の開放等による換気を行うなど、新型コロナウイルス感染症対策にも留意しつつ実施

<勤務スタイル>

- 第1・第2ノー残業デー、グループ定時退庁デー、府庁育児の日（毎月19日）の取組徹底、定時退庁の推進、20時までの退庁の励行など、時間外勤務の縮減に努める。
- 会議、行事等を開催する場合は、可能な限り午前中に開催する。

<エコ行動の徹底>

- ペーパーレス化を徹底し、コピー機、プリンターの使用を削減する。
- 勤務時間前や昼休みは、原則として完全消灯を実施する。
- やむを得ず時間外勤務を行う場合、必要箇所以外の消灯を徹底する。
- 12月～3月に職場において暖房を使用する場合は、室温が19℃になるように設定する。
- 12月～3月に府立の公共施設や府主催の会議・イベントの会場等においても、可能な限り室温が19℃になるように設定する。
- 12月～3月は重ね着（ウォームビズ）など空調の適温管理に対応した能率的な服装を励行する。
- パソコンのバッテリー駆動を行う。（13時～16時の間で可能な時間）
- エレベーターの利用を控え、階段の利用に努める。—2アップ3ダウン運動—

<電力ひっ迫時（使用率97%超により国から節電要請が発出された場合）の対応>

- エレベーターを1/2停止する。